

8月の税務カレンダー

- ☆個人事業税第1期分の納付
- ☆個人事業者の平成29年分消費税・地方消費税の中間申告
- ☆個人の県民税及び市民税の第2期分
- ☆平成29年6月決算法人の確定申告
- ☆12月決算法人の中間申告(法人・消費)



【社保耳より情報】

健康保険限度額認定申請について

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

限度額認定申請は即日発行されませんので、入院等の予定がある場合は、先に提出しておくことをお勧めします。

//経営情報// 事業承継3

後継者の決め方にも順番が有ります。

中小企業の最大のリスクは「社長の突然の死」です。これによるリスクの1番目は「意思決定」するヒトがいなくなる。2番目は「連帯保証者」が不在となり資金繰りが滞る。3番目は競合企業からの侵入。4番目は新たな社長を急ごしらえすることによる社内外からの拒否反応。5番目は相続が『争族』に、等です。

したがって、年齢に関係なく社長は、「今なら」誰に承継するかを順位をつけて複数名記述しておきたいものです。

次に、最終的に事業を譲る候補者に順位をつけて上記同様、複数名記述します。

以上について年に一度は見直したいものです。

今月はお盆休みが有ります。上記について検討され、表に作成してみても如何でしょうか。

ご不明な点は当事務所担当者にお声掛けいただければ専門スタッフが伺います。

今回は事業承継のための家系図、組織図作りです。

【事務所トピックス】

7月31日に熊谷事務所が新事務所に移転しました。

新事務所は、籠原北口から徒歩3分です。駅前ロータリーを渡ればすぐの場所です。お客様用駐車場も今まで通りございます。これからも熊谷事務所をよろしくお願い申し上げます。

新事務所 住所 熊谷市新堀746-1 朝日ビル2階

電話番号 048-533-8335 ファックス 048-533-8336

(電話番号・ファックス番号は、変わっておりません)



【税務耳より情報】

消費税の中間納付・中間申告が必要な方が急増!

今月8月は、個人事業主の方も、消費税の増税により、前年分の消費税の納税額が年間60万円を超えている方が多く、予定納税が必要な方がいらっしやいます。対象になる方は、担当者よりご連絡いたしますので、納税のご準備をお願いします。

8月8日～10日は 税理士試験

今年の税理士試験は、平成29年8月8日～8月10日に行われます。8日は、簿記論・財務諸表論・消費税法又は酒税法。9日は法人税法・相続税法・所得税。10日は、固定資産税・国税徴収法・住民税又は事業税。暑い中、受験生は汗を拭きながら、答案用紙に向かいます。熊谷事務所でも数名の受験生がいます。それぞれ税理士資格を目指して頑張っています。頑張れ!受験生!

《ちょっとランチタイム》

ご紹介するお店は、秩父のカフェ「月のうさぎ」さんです。(住所:秩父市宮側町17-5 電話0494-22-2171)。

定休日は、水曜日と木曜日。駐車スペースが少ないため、お車の方は、観光用の駐車場に停めてから徒歩で来店するほうが良さそうです。この日は、季節の洋風御前を頼みました。大豆のグラタン、おからのキッシュなど体に良い素材を使ったお料理です。飲み物は、琵琶のスカッシュ。さわやかな味で、夏にぴったり。2階は、ギャラリーで渋い器などが置いてあります。秩父の名所でゆっくりランチはいかががでしょうか。

